

平成 29 年 2 月 13 日付 岡田 優子教育長コメント

以下のとおり、コメントさせていただきます。

先ほど、市長と一緒に、お手紙を拝見しました。  
教育委員会として、お子様の気持ちをしっかりと受け止められなかったことに、改めてお詫びしたいと思えます。申し訳ありませんでした。

代理人の方からは、法的な位置づけから、金銭授受の問題も、いじめと認定されるとのお考えや、先月の常任委員会での説明の問題点などを指摘されました。

教育委員会としては、金銭授受の問題につきましても、いじめ防止対策推進法第 2 条における「いじめ」として受けとめて再発防止に取り組んでいくとともに、教育的指導をきちんとできなかつたことを改めて反省し、謝罪させていただきたいと考え、会見させていただきます。

当初は、第三者委員会の「金銭授受をいじめとして認定することはできないが、その要因に、いじめが存在したことは認められる」という答申から、この部分だけを取り出して、いじめと認定することは、事実の確認ができなくなっていることから、難しいと考えておりました。

しかしその後、ご両親や代理人から、お子様のお気持ちを改めてうかがいました。その上で、法律の専門家などにも相談し、いじめ防止対策推進法第 2 条の「いじめ」の趣旨・定義や、第三者委員会の答申が、全体として金銭授受の要因にいじめがあるとしていることを踏まえて、教育委員会としては、改めてこの部分もいじめの一部として認識し、再発防止を真摯に検討してまいります。

金銭授受の問題が起こる前に気持ちに気づいて対応ができたならよかったと思えますし、起こった後もすぐに事態を受け止めて対応できればよかったと考えています。

今後の再発防止の検討にあたっては、子どもの SOS をどの時点においても受け止められるよう、体制を作っていくことが重要だと考え、しっかり取り組んでまいります。

お問合せ先

教育委員会事務局健康教育・人権教育担当部長 伊東 裕子 Tel 045-671-3229

## いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会について 正誤表

2ページから7ページ

各ページの下部に、以下の文章を追記

※ 「b. どう対応していたか」の記載については、学校及び学校教育事務所からの聞き取り内容等を記載したのも含まれており、第三者委員会の報告書での認定事実だけではありません

【正】(例：3ページ)

有推進プログラムでの危機管理に関わる小中合同研修を開催する。

### ○教育上の問題に対する適切な指導・対応の見直し

小学校児童支援専任教諭と、金銭にまつわる問題行動等の実例の蓄積がある中学校生徒指導専任教諭との連携を強化し、小学校における迅速な対応・指導につなげるよう、区児童支援・生徒指導専任教諭協議会等の充実を図る。

※ 「b. どう対応していたか」の記載については、学校及び学校教育事務所からの聞き取り内容等を記載したのも含まれており、第三者委員会の報告書での認定事実だけではありません

3

【誤】(例：3ページ)

有推進プログラムでの危機管理に関わる小中合同研修を開催する。

### ○教育上の問題に対する適切な指導・対応の見直し

小学校児童支援専任教諭と、金銭にまつわる問題行動等の実例の蓄積がある中学校生徒指導専任教諭との連携を強化し、小学校における迅速な対応・指導につなげるよう、区児童支援・生徒指導専任教諭協議会等の充実を図る。

3

## いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会の 検討状況について【中間報告(2回目)】

いじめ重大事態について、再発防止検討委員会を設置し、課題の分析と再発防止策を検討しております。1月20日の子ども青少年・教育委員会で中間報告(1回目)をさせていただきましたが、その後の検討状況について、ご説明させていただきます。

### 1 再発防止検討委員会の設置目的・役割

- なぜ教育委員会や学校が十分な対応を行うことができなかったのかを検証
- どうすれば適切な対応を行うことができるか、再発防止策を検討

### 2 検討項目

- (1) 児童理解
- (2) 校内児童生徒指導体制の充実
- (3) 保護者との関係構築
- (4) 関係機関との連携
- (5) 教育委員会事務局の児童生徒指導体制の在り方
- (6) いじめ調査方法の在り方
- (7) 調査結果の公表のあり方
- (8) いじめの定義理解

### 3 組織構成

#### (1) 再発防止検討委員会(委員長 教育次長)

教育委員会事務局の部課長級10名、市長部局の局部長級5名

#### (2) プロジェクトチーム(2チーム設置)

教育委員会事務局の部課長級・指導主事15名、市長部局の課長・課長補佐級4名

### 4 外部からの意見聴取

- 再発防止策の客観性、妥当性、実効性を確保するため、国、県、弁護士等からなる外部有識者から意見を聴取
- 「横浜市いじめ問題専門委員会」にも諮問し、意見を求める。

### 5 開催状況

- 検討委員会 5回開催(12月15日、27日、1月6日、13日、2月1日)
- プロジェクト1 3回開催(12月16日、21日、26日)
- プロジェクト2 3回開催(12月19日、20日、21日)

### 6 スケジュール

- 2月15日 常任委員会への中間報告(2回目)
- 2月中旬～3月 外部有識者に意見聴取・横浜市いじめ問題専門委員会に諮問
- 3月上旬～中旬 教育委員会会議・市会常任委員会(3回目)
- 3月下旬 横浜市総合教育会議
- 3月末 再発防止策の確定・公表

### 7 その他

本資料は中間報告のための資料です。

今後、いただいた御意見や議論を踏まえて最終報告書を作成します。

いじめ重大事態に関する事案の経過と問題点

資料1

時期 分類	学年	事案の経過 (第三者委員会の調査 報告書(答申)による)	対応等	第三者委員会の調査報告書(答申)で 指摘されている課題(ページ数)	問題点
平成23年度	2年生	<u>追い回しやあだ名 呼称といったいじ めがあった。</u>	【学校】 担任は、当該児童から訴えを 受け、その都度指導・対応し た。	学校は、この時期については当該児童に寄り添う対応が比較的なされて いてそれなりに功を奏していたと見なせよう。(P17) しかしながら、十分に当該児童及び当該児童の保護者への配慮が行き 届いていたかという疑問が残る。(P17) きちんとした相互理解を深めたうえでの対応ではなく、学校側の一方 的な「指導」が中心となってしまったことにより齟齬が生じ、当該児 童の不登校に至った要素は否定できない。(P17)	【学校】 <b>いじめ未然防止策が不十分</b> 当該児童を温かく迎え入れることは教職員で確認したが、被 災避難による転入であることを踏まえ、事前に当該児童の保 護者の要望を確認の上、いじめや差別を受けないように万全 の方策を立てる必要があった。
平成24年度	3年生	<u>6月～10月 不登校となった。</u>	【学校】 当該児童の保護者からも「学 校とは関係ない。震災で傷つ いている」と言われていたた め、「いじめ」としての対応 はできていなかった。  【教育委員会事務局】 教育委員会の専門相談(臨床 心理士等による相談)を開始 した。	学校側は「震災被害の影響」という観点のみで捉えていた傾向は否め ず、当該児童の保護者との緊密な連携を図る努力をしたとはいえな い。(P17) 当該児童が「震災の被害」に加えて「いじめ」により心的外傷を負っ ているのではないかという配慮に基づいた対応は認められない。 (P17) 教育委員会の専門相談は、長期に渡りカウンセリングを行っていなが ら、守秘義務を理由に学校等と情報共有を行っていなかった。 (P22)	【学校】 <b>児童理解の不足</b> 当該児童の保護者から「(不登校は)学校とは関係がない」 という趣旨の言葉を受け、当該児童の状況を表面的に捉える ことにとどまり、当該児童の心情に深く迫ることはしなかつ た。  【教育委員会事務局】 <b>専門相談との情報共有の不足</b> 専門相談は、相談内容の秘密を守ることで信頼を得て幅広い 相談を受けているが、相談者の了解がない状態であっても、 必要な情報については共有するため、保護者説得の一層の努 力が必要であった。
平成25年度	4年生	<u>叩かれ、物隠し、 鉛筆を折られると いったいじめが あった。</u>	【学校】 学校は当該児童に対する「い じめ」を認識できていなか った。 当該児童の保護者とは「電 話」で連絡を行った。	3年生の10月以降、当該児童に対して同じ学級の特定児童により行わ れた行為については、2年生時の再燃というべきであり、適切な支援 指導が必要であったが、当該児童からの訴えもなかったこともあり、 学校側では「いじめ」という認識はなく、必要な支援指導を怠ってい た。(P17) 学校と当該児童及び当該児童の保護者との連絡についても、学校側か ら積極的に面談を行おうとしていた形跡が弱く、主な連絡方法として 「電話」を用いていたことも、双方の齟齬を拡大する要因となってい る。さらに、関係が悪化してからは「親が家に来るな」といったから 行かなかったという発言は言い訳にしても不適切であり、学校の責務 として児童に対して「教育を受ける権利」を侵害しないように最大限 の努力をすべきであるところを怠ったと指摘せざるを得ない。 (P21) 学校として児童が発するシグナルを適切に受信し児童理解する方策や 受信された情報を学校全体として共有し組織的に対応する体制の確立 が脆弱であったのではないかという疑念もぬぐえない。(P21)	【学校】 <b>児童理解の不足</b> 児童間で起こる様々な問題行動の中に、 <u>児童からのSOSが あることを理解して対応することができていなかった。</u> <b>保護者との関係構築手法の問題</b> 電話でのコミュニケーションのみとなり、真摯に向き合い寄 り添った対応をするための取り組みがされなかった。 <b>組織的対応が不十分</b> 関係者だけではなく、学校全体で情報を共有し、専門家の派 遣を求めるなどの対応を検討する必要があった。  【学校教育事務所】 この時点では、当該児童について把握できていなかったた め、学校に具体的な対応をアドバイスするなどの支援を行う こともできなかった。
平成25年 6月		いじめ防止対策推進法が成立。同年9月施行。			

時期 分類	学年	事案の経過 (第三者委員会の調査 報告書(答申)による)	対応等	第三者委員会の調査報告書(答申)で 指摘されている課題(ページ数)	問題点
平成26年 5月9日 (金)	5年生	プロレスごっこ 称し、数人の児童 から叩かれるよう なことがあった。 (時期不明) 学校に關係児童の 保護者から連絡が あり、学校は玩具 のやり取りについ て知った。	【学校】 12日(月) 連絡のあった関 係児童から担任が聞き取りを した。聞き取りの結果、学校 は様子を見ることとし、当該 児童の保護者への連絡をしな かった。		【学校】 <b>不十分な教育的指導</b> 金銭問題の発生時には、直ちに児童指導上の課題と捉えて対 応する必要があった。 <b>不十分な組織的対応</b> 金品のやり取りを児童指導が必要な課題と捉えたものの、重 大性の認識に欠け、迅速な管理職との情報共有や組織的判断 ができなかった。 <b>保護者に連絡しなかったこと</b> 学校へ相談した児童が特定されないことを優先し、当該児童 及び当該児童の保護者の心情に思いが至らず、連絡を怠っ た。
5月20日 (火) 又は21日 (水)	5年生	学校に2名の關係 児童の保護者から 連絡があり、学校 は当該児童が何人 かの關係児童に ゲームセンターで おどっているよう だとの情報を得 た。	【学校】 当該児童の保護者への連絡は しなかった。	学校は、児童の生活指導上の問題として捉え、適切な対応を行って いたとは言えない。(P17) 学校の対応は、表面的な問題行動のみに注視して、児童の内面的な葛 藤に対する対応ができておらず、教育上の配慮に欠けていたといわ ざるを得ない。(P18)	
5月28日 (水)	5年生	当該児童の保護者 から「帽子がなく なった。隠された のではないか。」 との訴えがあっ た。	【学校】 帽子が見つかり、当時の認識 ではいじめとは認識できな かった。		【学校】 <b>法の運用についての認識不足</b> 保護者からの申し出を受けて、 <u>法第23条第2項に基づいて「学 校いじめ調査委員会」を開催するなど、組織として「いじ め」の有無について調査を行う必要があった。</u>
6月14日 (土) ～ 25日 (水)	5年生	14日(土) 当該 児童の保護者か ら、金銭授受の訴 えがあった。 18日(水) 当該 児童の保護者から 学校へ「警察への 相談を検討して いる」ことが伝え られ、学校は警察に 協力することを伝 えた。	【学校】 6月16日(月)～24日(火) 關係児童に対して聞き取り調 査を行った。 6月25日(水) 聞き取り調査 の結果について当該児童の保 護者に説明を行った。 「学校いじめ調査委員会」を 開催した。 【学校教育事務所】 6月16日(月) 校長から本 事案についての報告を受け、学 校に対し、事実関係の正確な 把握を行うことが必要である との助言を行った。	学校は、加害を疑われている児童たちに対しても、適切な教育活動 を行ったとは言えず、当該児童及び關係児童全てに対し、行うべき教 育的指導・支援を怠ったと言わざるを得ない。(P18) 学校は、真相解明と金銭問題とすることで積極的に当該児童及び関 わった児童に対する支援を行っていないことは、学校教育を行うも のとしての見識を疑う。金品持ち出しに対する指導やゲームセンタ ーへの出入り等に対して積極的に教育的支援を行わなかったことは、教 育の放棄に等しいことを理解すべきである。(P24) 真相の解明は学校の役割ではない。それが必要であれば、積極的に 児童相談所や警察等専門機関の介入を依頼するのが常識である。 (P22) 学校教育事務所は保護者と学校側のコミュニケーションが円滑でなく なった時は積極的に介入し、指導主事、スクールソーシャルワ ーカー、学校カウンセラーを保護者の下に派遣し、学校との仲介を行う ことは当然であるはずであるが、その動きが見られなかった。 (P22)	【学校】 <b>不十分な教育的指導</b> 金銭問題をいじめと認識していなかったとしても、児童指導 上の重大な課題と捉えて、関係したすべての児童に対して適 切な教育的指導を開始する必要があった。 <b>関係機関との連携不足</b> 保護者に同行して児童相談所や警察等の関係機関に出向き、 相談するなどの働きかけが必要だった。 <b>不明確な組織的決定プロセス</b> 「学校いじめ調査委員会」が情報共有の場に留まり、対応方 針を決定する場となっていなかった。 <b>不徹底な記録及び保存に関するルール</b> 情報を共有するためのルールがなく、個人のメモに留まっ ていた。 【学校教育事務所】 <b>適切なアドバイス不足</b> 学校に対して、児童指導担当の指導主事やスクールソーシ ャルワーカー等の専門家を派遣できることなど、具体的な手立 てを助言していなかった。

時期 分類	学年	事案の経過 (第三者委員会の調査 報告書(答申)による)	対応等	第三者委員会の調査報告書(答申)で 指摘されている課題(ページ数)	問題点
7月30日 (水)	5年生	当該児童の保護者から学校教育事務所に連絡があった。	【学校教育事務所】 事実の把握のために、学校による当該児童への聞き取りを受け入れてほしいと要望し、当該児童の保護者は了承した。 学校に対して、当該児童の保護者との電話でのやり取りを伝え、丁寧な対応をするよう指導した。	学校が困惑し、苦悩している時に児童生徒の健全な育成のために学校支援を行うべき学校教育事務所も学校からの報告に対して適切なアドバイスをしていなかった。(P22)	【学校教育事務所】 <b>法の運用についての認識不足</b> 「いじめ重大事態」の疑いとして事実を明確にするための調査を行う必要があった。 <b>適切なアドバイス不足</b> 警察の調査がされていることを前提とした指導体制を学校がとれるような助言をしていなかった。
11月14日 (金)	5年生	当該児童の保護者から学校教育事務所に「教育委員会からも学校へ指導してほしい」と連絡があった。	【学校教育事務所】 当該児童の保護者からの連絡を受けた。		【学校教育事務所】 <b>保護者の心情の理解不足</b> 警察の調査結果を受けて、困って学校教育事務所に頼ってきた保護者の気持ちを受け止めることができず、学校に対応を委ねてしまった。 <b>事務所内の組織的決定プロセスが不明確</b> 組織的な検討が十分行われず、学校が主体的に解決できる問題との認識に留まっていた。
12月5日 (金)	5年生	間に立った保護者が金銭問題への対応の件で来校した。	【学校】 保護者間の協議の場として学校を提供することを断ってしまった。	「正確な金額が分からないので、その解明は警察に任せたい」とか、「返金問題には学校は関与しない」として、学校は教育的支援を十分に行ったと思えない。(P18) 児童問題や教育の専門家である教員やスクールカウンセラー等は、保護者の言動に関わらず、児童の問題の本質に迫り、時としては保護者に対する指導助言も積極的に行うべきである。(P24)	【学校】 <b>問題の本質の理解不足</b> 児童の問題行動に対し、課題の整理や対応の手順を定めることができず、児童指導として学校が責任をもって行うべきことが認識されなかった。 <b>関係機関との連携不足</b> 児童指導担当の指導主事やスクールソーシャルワーカー等の専門家の派遣を求めることができなかった。
12月12日 (金)	5年生	学校教育事務所は、人権教育・児童生徒課から、本件に関しての相談を受けたとの連絡を受けた。	【教育委員会事務局】 学校教育事務所に対応を依頼した。	教育委員会内の各部署はその役割を理解して、児童生徒のために何が共同・連携になるかを理解して、教育委員会内の中での役割について見直し、適正化を図ることが必要である。(P25)	【教育委員会事務局】 <b>問題解決に向けた対応の欠如</b> 学校教育事務所に対して、対応を依頼するのみにとどまらず、学校へ直接連絡するなど、事態の確認を行い、適切に対応する必要があった。
平成27年 1月29日 (木)	5年生	当該児童の保護者の代理人から「いじめの事実関係と学校の対応の問題等について協議したい」と書面が届いた。	【学校】 学校教育事務所に対応の相談を行った上で、協議に応じる旨の文書を送付した。  【学校教育事務所】 学校だけで対応することが可能と判断し、同席はしなかった。		【学校教育事務所】 <b>消極的な学校支援</b> 児童の再登校に向けたプログラムは提示したものの、学校教育事務所として積極的に関わろうとしなかった。
平成27年 4月～11月	6年生		【学校】 4月から11月にかけて、8回(月1回のペース)の家庭訪問を行った。	学校として当該児童への不登校支援は至って消極的であり、当該児童及びその保護者の心情をきちんと聴取することなく、一方的な思い込みで、事態の收拾のみに奔走していた傾向が認められる。(P19)	【学校】 <b>消極的な再登校に向けた取組</b> 当該児童や当該児童の保護者の心情に寄り添いながら、多機関との連携を図り、再登校に向けて取り組む必要があった。
平成27年 12月16日 (水)	6年生	横浜市長及び教育委員会あてに、「いじめ重大事態」の申入書が提出された。	【教育委員会事務局】 平成28年1月19日、「いじめ重大事態」として第三者委員会への諮問を行った。	学校と保護者との関係が良好でない状況下のいじめの調査は、速やかに専門委員会に諮問がなされ、調査を実施すべきであった。(P25)	<b>調査着手の遅れ</b> 法に沿った調査を開始するまで、児童の不登校開始から約1年7か月を要したことにより、調査に困難を生じさせたとともに、児童の苦痛を長引かせてしまった。

※本資料は、いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会において再発防止策を議論するために作成しているものであり、記載内容は今後加除修正を行う可能性があります。

## 1. 児童理解

児童は可塑性に富み絶えず変化をしていることを踏まえ、個々の特性理解を促進するとともに、個々の児童に沿った教育支援体制を確立すること。

### 問題点

#### (1) 児童の表面化していない心理や特性を見出す視点に欠けていたこと

学校は、児童が日常の活動で表わす表面的な行動に捉われ、児童の心情に迫ることができなかった。さらに、日々の成長や変化に伴う児童の心理を正確に把握しないまま、児童間で起こる様々な問題行動の中に、児童からのSOSがあることを理解して対応することができていなかった。

本市では、全市立小学校に児童支援専任教諭が配置され、組織的な児童理解や指導体制の確立を促進してきているが、本事案では、複数の教員が多様な視点を持ち、児童の心理や特性を捉えることができる組織体制となっていなかった。

#### (2) 児童指導上の課題解決に向けて積極的に教育的支援を行わなかったこと

“おごる・おごられる”という状況やゲームセンターへの出入りする事態が起こった状況を速やかに把握し、関係したすべての児童に対しての適切な教育的指導や支援を行わなかった。

### 再発防止策

#### (1) 児童生徒一人ひとりの心理や特性を見出す児童理解の促進

種々の内的な問題を抱えた児童に対して、その内面にある不安や心配といった心の動きを適切に捉えられるよう、教師自身の感性を磨き高める研修を実施する。

#### (2) 児童一人ひとりを多面的に捉えるための組織体制の整備

組織的な児童理解や指導体制を確立するために、児童の発達段階に応じて一部教科担任制等を導入したり、低中高学年のブロック単位で児童の指導や支援にあたる体制を組んだりするなど、複数の教職員で児童一人ひとりを見守るための体制を整備する。

#### (3) 発達段階に応じた児童生徒指導の徹底

小学校段階において金品授受の問題が発生した際には、確実に教育的支援を行うよう校長及び児童支援専任教諭の研修等を通じて周知徹底する。

##### 【指導の例】

- ・速やかに状況を把握し、関係した児童の保護者の協力を得て金品の授受を止める。
- ・関係した児童一人ひとりに対して、安易な金品の授受や子どもだけで遊興施設に出入りすることの問題点等について指導する。(必要に応じて一斉指導も併用する)
- ・再発防止に向けて、関係した児童の保護者の理解や協力を求める。
- ・状況に応じて、警察等の関係機関や心理等の専門家との連携を検討する。

## 2. 校内児童生徒支援体制の充実

学校内の児童支援体制を確立し、組織的な情報共有・対応ができるようにすること。

### 問題点

#### (1) いじめ未然防止の取組みが不十分であったこと

東日本大震災で被災した児童の受け入れに際し、学校は、児童や保護者の要望を確認し、避難転居による学校生活への不安を和らげる配慮のもと、温かく迎え入れるだけでなく学校全体でいじめや差別を受けないよう万全の方策を立てる必要があった。

#### (2) 組織的意思決定プロセスが不明確であったこと

学校は、対応すべき児童指導上の課題に対し、管理職を含めた児童指導部会等の校内組織での迅速な情報共有、事案の整理、組織的な判断を行わず、役割分担も不明確なまま対応した。その結果、金品の授受についても、児童指導上の課題と捉え教育的指導ができず、加えて速やかな「いじめ」の有無の確認、状況に応じた専門家などの適切な人材活用、関係機関との連携等についてもできていなかった。

#### (3) 児童理解に対する情報共有や引き継ぎが不十分であったこと

学校は、当該児童が東日本大震災の被災により転入してきたことや、表出している行動面の特徴については、学年進級時に引き継ぎ、教職員間での情報共有も行っていたが、行動の背後にある児童の内面やその変化についての理解に基づいた情報共有や引き継ぎはできていなかった。

### 再発防止策

#### (1) 放射線等に関する教育や道徳教育、人権教育の充実

東日本大震災で被災した児童生徒に対するいじめ未然防止のための、放射線等に対する正しい理解を深める教育を全市立小中学校で行う。『ふくしま道徳教育資料集【補訂版】』（福島県教委）、『いわての復興教育副読本「いきる かかわる そなえる」』（岩手県教委）等を活用し、特別の教科 道徳や人権教育の充実を図る中、被災を経験した子ども達に寄り添う心情を醸成する。

#### (2) 課題解決に向けた組織的な対応力の向上

校長を中心に、児童支援専任教諭や専門職（カウンセラー等）等を積極的に活用するとともに、関係機関とも連携し、対応方針の決定ができる児童生徒指導体制を構築する。また、「校内いじめ防止対策委員会」において、定期的にケースカンファレンスを実施し、いじめの実態把握及び分析を行い、学校として組織的に対応方針を決定する。

#### (3) 児童支援専任教諭の体制強化

児童生徒指導上の諸課題への対応を担う児童支援専任教諭の負担を軽減するために配置される非常勤講師を一部常勤化（定数化）し、児童支援専任教諭が役割を十分に果た



せる体制を強化する。

**(4) 校長の組織マネジメント力・課題解決能力向上**

管理職や課題解決のキーパーソンとなる教職員が、他校の管理職、管理職経験者等から学校経営（運営）や危機管理について学ぶことができる場（研修等）を設定する。全ての小中一貫教育推進ブロックでの危機管理に関わる小中合同研修を開催する。

**(5) 学校内での組織的な情報共有・引き継ぎの徹底**

児童一人ひとりを多面的に捉えるための体制整備とともに、教職員だけでなく、カウンセラー等の専門職との情報共有の場を設定するなど、校内における児童指導上の確実な情報共有・引き継ぎの徹底を図る。

### 3. 保護者との関係構築

学校教育の要が、保護者との連携・協働にあるということを再認識し、保護者とのコミュニケーションを日常から活性化できるシステムを確立すること。

#### 問題点

#### (1) 保護者の心情やニーズに寄り添うことができていなかったこと

学校は、「家庭訪問も来ないでほしい」という保護者の言葉を口実に、保護者とのコミュニケーションは電話が中心となり、保護者に寄り添った対応をするための工夫を講じていなかった。

#### (2) 保護者との信頼関係を構築する体制がつけられなかったこと

校長のリーダーシップの下で組織的に対応する体制が脆弱であったため、保護者との関係づくりは教員個々の対応に任せられ、良好な関係づくりに有効な手立てを講じることができなかった。

#### (3) カウンセラー等の専門職や外部機関と連携が図れなかったこと

学校や学校教育事務所は、本事案に関してカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職を積極的に活用していなかった。学校カウンセラーが紹介した専門相談についても、教育委員会事務局と学校との情報共有が行われず、両者が連携して保護者の相談内容について有効な手立てを講じる機会を逸していた。

#### 再発防止策

#### (1) 保護者との日常的なコミュニケーションを図る学校体制づくり

保護者が相談しやすい学校の雰囲気醸成するために、日頃からあらゆる機会・場面をとらえ、保護者の心情に寄り添い配慮しながら、積極的なコミュニケーションを図るよう学校体制を整える。

#### (2) 保護者からの相談への組織的な対応

保護者からの相談については、学級担任だけで抱えることなく同じ学年の教員と共有する。また、解決が困難な問題については、校長を中心に組織として対応し、児童や保護者のニーズに応え問題を解決していく。

#### (3) 学校外の相談窓口の効果的活用

保護者の相談内容によっては、学校だけで抱え込むことなく、区役所や警察等の関係機関と連携し問題を解決していく。また、保護者にも様々な機会を通じて、子育てや教育に関する相談窓口が複数あることなど、横浜市全体で子どもを守り育てていく体制があることを紹介していく。

#### 4. 関係機関との連携

学校外の関係機関との連携・協働を密にし、チームアプローチができる体制を確立すること。

##### 問題点

##### (1) 関係機関との連携が不十分であったこと

本事案では、学校・教育委員会事務局とも、警察に相談するようアドバイスすることに留まり、保護者ととも警察と相談するなど積極的な対応が見られなかった。

また、警察と連携して児童への指導を行うことも可能であったと考えられるが、そうした対応をしていない。

##### (2) スクールソーシャルワーカー（SSW）の活用ができなかったこと

学校だけでは解決できない課題を抱える児童生徒について、関係機関と連携して解決を図る専門職として、SSWの段階的配置を進めてきた。

しかし、SSWは、虐待の早期発見や福祉的課題を抱える児童生徒への対応に重点が置かれていたため、本事案では、関係機関との連携において中心的役割を担うことができなかった。

##### 再発防止策

##### (1) 関係機関（多機関）との連携強化

保護者・児童生徒の孤立化を防ぐとともに、学校だけで解決できない課題の解決に向け、「要保護児童地域対策協議会」などで個別の事案についての情報共有等を進め、区役所や警察、児童相談所、療育センターなど、多機関との連携を積極的に行い、それぞれのもつ権限や制度等を活用することで、児童生徒の抱える課題の解決に取り組む。

##### (2) スクールソーシャルワーカー（SSW）の体制強化

SSWを学校に派遣し、学校長の指揮下で、いじめなど幅広い課題に対応するとともに、関係機関と連携できるよう、SSWの役割や機能の拡大を行うほか、雇用・勤務形態の見直しや人員体制の充実を図る。

##### (3) スクールソーシャルワーカー（SSW）の人材育成

ケースワークやカンファレンスの経験豊富なSSWを育成するため、関係機関との人事交流などジョブローテーションを行うほか、高い能力をもったスーパーバイザーやチーフSSWを配置し、実際の業務を通じて実践的な人材育成に取り組む。

## 5. 教育委員会事務局の児童生徒指導体制のあり方

教育委員会内の各組織が役割を理解し、適切な児童生徒支援体制を確立すること

### 問題点

#### (1) 保護者の心情に寄り添った対応ができなかったこと

学校教育事務所は、学校との間で課題の解決が困難となっている保護者から直接相談があった際に、「子どもを中心に、保護者と学校の当事者間で課題が解決されることが望ましい」との原則論にとらわれ、学校教育事務所に相談している保護者の心情に寄り添った対応を行うことができなかった。

#### (2) 学校教育事務所及び事務局は、迅速かつ適切な学校支援を行わなかったこと

学校教育事務所は事実の確認を優先させてしまい、学校に対して児童指導担当の指導主事やスクールソーシャルワーカー等の派遣をするなど、適切なアドバイスや積極的な学校支援ができなかった。

また、事務局所管課も、学校教育事務所に対応を依頼するに留まり、学校だけで課題解決が困難な事案に関して、迅速かつ適切な支援を行わなかった。

#### (3) 学校教育事務所が、ケースカンファレンスで組織的判断ができなかったこと

学校教育事務所において個別ケースの情報を共有する会議等は、検討すべき事案の緊急度・重要度などを判断する基準が明確でなく、学校が主体的に解決できる問題との認識に留まり、積極的な支援が必要であるとの組織的判断ができなかった。

#### (4) 専門相談（事務局）が、相談内容を学校と共有しなかったこと

専門相談については、相談内容を外部に伝えないことを前提に対応することで、相談者との信頼関係を築き、幅広い相談を受けているため、学校と相談内容を共有することができなかった。

### 再発防止の方向性

#### (1) 学校教育事務所による積極的支援

学校教育事務所は、「保護者と学校の間での解決が困難となっているときこそ、問題を抱える保護者の気持ちを受け止め、積極的に保護者や学校を支援する」という役割を徹底するとともに、事務所内の業務内容等の精選・見直しにより、積極的な支援に向けた事務所内の体制を整備する。

#### (2) 迅速な専門家の派遣や緊急対応チームによる支援

学校だけでは解決が困難な事案に対し、早い段階で、学校が直接、弁護士やスクールソーシャルワーカー等の専門家のアドバイスが受けられるよう、相談体制を充実する。

また、重大事態に発展することが疑われる場合には、学校任せにせず、人権教育・児童生徒課に緊急対応チームを配置し、早期に職員を派遣するなど、教育委員会事務局全体で迅速に対応する。

### **(3) ケースカンファレンス等による組織的判断の確実な実施**

重大な課題を見逃すことなく、組織として確実に把握し対応するため、緊急度・重要度の基準を定め、一定以上の緊急度・重要度のある事案については、ケースカンファレンスの中で対応方針を決定するなどのルールを明確化する。

また、事案の検討に必要な記録を徹底するとともに、関係部署が情報を共有し一元化できるよう、情報システムの整備等を検討する。

### **(4) 専門相談との情報共有**

専門相談は相談者との信頼関係を築くことで幅広い相談を行っていることから、情報の共有については相談者の理解が重要となっているが、児童生徒の成長にそった教育を行っていくためには、必要な情報を関係部署が共有することも重要であることから、重要度に応じて情報が共有できる方策を検討する。

## 6. いじめ調査方法のあり方

教育委員会は、いじめの調査方法について、適切に判断すること

### 問題点

#### (1) いじめ重大事態の判断が遅れたこと

「横浜市いじめ防止基本方針」では、学校・学校教育事務所・教育委員会事務局がどのように関わって重大事態の調査の判断をするか、判断主体が不明確であった。

その結果、本事案においては、制度を所管する教育委員会事務局や学校教育事務所が、重大事態の判断を学校に委ねることとなり、結果として重大事態としての調査の判断が遅れた。

#### (2) 法の運用について認識が不足していたこと

いじめ防止対策推進法の施行により、「いじめにより重大事態に至った」という申し立てがあった場合には、「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態といえない」としても重大事態としてとらえ、法の手続きに則って事実関係を明確にするための調査や報告を行う必要があった。

しかし、研修など、制度に関する周知が十分でない中で、制度導入という大きな変更に対応することができなかった。

### 再発防止策

#### (1) 学校・学校教育事務所・事務局の連携による重大事態調査の判断

いじめ問題は、件数が多くかつ事案の態様も様々であるため、どのような場合に重大事態としての調査が必要であるか、判断事例を積み上げることにより、迅速かつ的確な判断に繋げる必要がある。

そこで、今後、重大事態の事例や判断のノウハウが蓄積していく教育委員会事務局の人権教育・児童生徒課に緊急対応チームを設置し、そのチームと学校教育事務所・学校が連携し、的確に重大事態調査の判断を行う。

#### (2) 研修・説明会による制度周知や事例検討の徹底

重大事態を見逃すことなく、迅速かつ組織的な対応が行えるよう、横浜市の虐待対応等の仕組みなども参考に、緊急度・重要度に応じた報告や、学校・学校教育事務所・教育委員会事務局でのケースカンファレンスの連携の仕組みを整備する。

これに合わせ、校長・副校長等の管理職、児童支援専任等のほか、一般教員を含め、重層的な研修や説明会等で制度周知や事例検討を行い、確実な運用を行う。

### **(3) 早期解決に向けた調査体制の拡充**

日々成長していく子どもに配慮し、いじめの重大事態の調査を迅速に実施し、早期の解決を図れるよう、調査に当たる専門家や事務局の体制を充実する。

## 7. 調査結果の公表のあり方

自治体として、公表に係る法律を適正に運用するとともに、教育的視点からの公表がどうあるべきか、検討していく必要がある。

### 問題点

#### (1) 調査報告書の公表についての準備が不足していたこと

法令では、重大事態の調査を行った場合は、「調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報提供を適切に行うものとする」とされているのみで、公表に関する規定はない。

また、調査報告書は、プライバシーに関する情報を多く含むため、関係者以外への公表については、想定していなかった。

#### (2) 教育的視点からの調査を活用すること

調査報告書は、関わった児童生徒が、それぞれの行動を振り返り、自らの社会性や相手を尊重したコミュニケーション能力を高めることにより人として成長することを第一に、取り扱う必要がある。

### 再発防止策

#### (1) 調査結果公表における個人情報保護関係法令の順守

調査報告書は、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」第2条第2項の「行政文書」に該当することから、関係児童生徒やその保護者の要望に応じて公表を判断するのではなく、本市として当該条例に基づき、公表の是非及び範囲を判断する。

#### (2) 調査結果公表のガイドラインの作成

今後、調査結果の公表が求められた場合どのように対応すべきであるか、教育行政の透明性に応えるとともに、教育的視点及び個人情報保護の視点を踏まえ、考え方を明確にする必要がある。

このため、弁護士や教育関係者、学識経験者等からなる附属機関により、いじめ重大事態の調査結果の公表のあり方を議論の上、「公表に関するガイドライン」を策定し、これに基づき関係児童生徒・保護者や対外的公表の対応を行う。



## 8. いじめの定義の理解

### 問題点

#### (1) いじめの定義の理解が不足していたこと

いじめの定義では、いじめられた子どもの立場にたつて「心身の苦痛を感じているもの」がいじめと定義されている。

しかしながら、本事案では、「いじめの事実を明確にしなければならない」「事実が明確になれば、関係児童を指導することはできない」との考えに捉われ、いじめと認識することができなかった。

#### (2) 「いじめ重大事態」の理解が不足していたこと

「横浜市いじめ防止基本方針」では、「いじめにより重大事態に至った」という申し入れがあった場合には、「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態といえない」としても「いじめ重大事態」として調査を行う必要がある。

しかし、現実のいじめ事例の態様は複雑多様で判断が難しい中、学校現場に対する研修等が十分とは言えず、通知を主体とした周知に留まったことから、本事案の場合も、弁護士を通じて明確に「いじめによる重大事態」の申し入れがされるまで、重大事態としての調査の判断を行うことができなかった。

### 再発防止策

#### (1) 重層的な研修の実施

校長・副校長等の管理職、児童支援専任等のほか、一般教員を含め、重層的な研修や説明会等を開催し、制度周知や事例検討を行うことで確実な運用を図る。

また、研修素材を見直し、いじめの定義理解や重大事態の認知について、専任のスキルや感度を上げられるものにする。

#### (2) いじめの申し立て窓口の設置

いじめの重大事態等について、学校に相談しても解決しない場合やいじめの調査の対応がされない場合に対応するため、学校を経由しないで申し立てを行うことができる専用窓口の設置を検討する。